

あきる野市地域密着型サービス
指定候補事業者募集要領（市有地活用）
（令和5年度）

令和5年6月

あきる野市健康福祉部高齢者支援課

目次

1	趣旨	1
2	募集内容	1
3	応募資格	1
4	施設整備に関する基本的事項	2
5	補助金	4
6	貸付予定地（市有地）	4
7	貸付条件等	6
8	募集に係るスケジュール	7
9	質問の受付及び回答	8
10	応募申込書類の提出	8
11	応募に際しての留意事項	8
12	応募の無効	9
13	選定方法	9
14	選定の基準	10
15	選定後の手続	13
16	その他	13
17	提出及び連絡先	13
18	案内図及び明細図	14

あきる野市地域密着型サービス指定候補事業者募集要領（市有地活用）
（令和５年度）

1 趣旨

あきる野市（以下、「市」という。）では、「第８期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（令和３年度から令和５年度）に基づき、地域密着型サービスの整備を進めます。

今回の公募は、令和４年度に実施した小規模多機能型居宅介護事業所の公募に応募がなかったことから、「小規模多機能型居宅介護事業所の運営事業者の公募検討に係るサウンディング型市場調査」を実施し、その結果を基に、市有地を活用して小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めるものです。

そこで、今年度、地域密着型サービスを行う指定候補事業者（以下、「運営事業者」という。）を決定するに当たって、より良いサービスの提供を目的として、再度、公募形式により運営事業者を募集するものです。

2 募集内容

サービスの種類	募集する数	整備予定地
小規模多機能型居宅介護 ※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。	１か所 （登録定員２９人以下）	４ページの６「貸付予定地（市有地）」のとおり

※サテライト型も可とします。

※他の介護保険サービスとの併設を希望する場合は、事前に市との協議が必要です。

3 応募資格

本募集に応募できる運営事業者は、次の要件を満たすものとします。

- （１）地域密着型サービス事業所を開設し、継続して安定した運営をする能力、資力等を有する法人であること。また、法人を新たに設立することを前提とした応募や複数の法人が共同した応募でないこと。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による手続きをしている法人でないこと。
- （３）介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の２第４項各号（指定地域密着型サービス事業者）及び同法第１１５条の１第２項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者）の規定に該当しないこと。
- （４）介護保険サービス事業について、都道府県及び区市町村が行った指導監査等において重大な指摘を受けていないこと。
- （５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

また、あきる野市競争入札参加資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成２２年あきる野

- 市通達第37号)による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 全ての関係者において、あきる野市暴力団排除条例(平成24年あきる野市条例第1号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
 - (7) 債務超過でないこと。社会福祉法人にあっては、現状及び整備計画による負債総額が資産総額の2分の1を超えないこと。
 - (8) 原則として、過去3期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること。ただし、一時的な特別損失等の事由による赤字の場合は、この限りではない。なお、過去3期のうち2期に営業活動に基づく赤字がでていない場合は認められない。
 - (9) 納税すべき国税及び地方税の滞納がないこと。

4 施設整備に関する基本的事項

- (1) 原則として、令和5年度中に工事に着工し、令和5年度末までに1%以上の出来高を上げ、竣工は令和6年12月末までに、施設の開設は令和7年3月末までにすること。
なお、やむを得ない事情で、上記日程までに開設が難しい場合は、開設予定日について、あらかじめ市の承認を受けること。
- (2) 施設整備に対して、4ページの「5補助金」を活用すること。
- (3) 工事、施工業者の選定に当たっては、補助金内示後、入札により決定すること。
- (4) 公募により運営事業者として選定された際は、事業計画等について、地域住民に対する丁寧な説明に努め、十分に理解を得た上で整備を進めること。ただし、運営事業者として選定されるまでは、個別に地域住民に対する説明や調整を行わないこと。
- (5) 応募する事業に係る介護人材の確保について、事業計画どおりに開設・運営ができるように、十分な計画・手法とすること。
- (6) 市の施策に協力し、連携を図ること。
- (7) 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等については、財産処分の制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に準拠)を経過するまでは事業の目的どおりに使用すること。なお、やむを得ない事情で事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けること。(※6ページの「7(1)貸付期間」を考慮すること。)
- (8) 防災対策及び感染症対策を十分に行うこと。
- (9) 整備計画に当たっては、各種関係法令等を遵守すること。また、開発・建築に当たっては、各関係機関と事前相談、協議及び確認をし、当該整備計画の実現性を確認しておくこと。運営事業者として選定された後でも、各関係

機関から指導等を受けた場合には、設計変更等も含め整備計画が進捗するよう適切な対応をとること。

(10) 当該整備計画において、施設整備資金のほか、年間事業費（予定額）の1/2以上の運営費が自己資金で確保されていること。また、法人事務費として、100万円以上確保されていること。

また、当該整備計画以外の他の計画や既存事業がある場合は、その運営費等も別に確保されていること。

(11) 資金計画が適正であり、自己資金・補助金及び金融機関からの融資により、資金を確実に調達できる見込みがあること。また、借入れをする場合は、可能な限り低利での借入れを行い、無理のない返済計画であること。

(12) 所有権については、登記をすること。

(13) 本件の応募については、関係法令を遵守した計画であることが前提となるため、次の法令等に適合する内容とすること。

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(平成18年省令第94号)
- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ・都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ・消防法(昭和23年法律第186号)
- ・高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)(バリアフリー法)
- ・東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)
- ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成15年東京都条例第155号)(東京都建築物バリアフリー条例)
- ・東京都福祉のまちづくり条例(平成7年条例第33号)
- ・あきる野市介護保険条例(平成12年条例第4号)
- ・あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第2号)
- ・あきる野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第3号)
- ・あきる野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成23年規則第3号)
- ・あきる野市公有財産規則(平成7年規則40号)
- ・その他関係する法令、例規等

5 補助金

(1) 概要

本募集に係る市の補助金は、東京都の補助事業を財源としています。補助金を活用するためには、市の運営事業者を選定後、別途、補助金の協議が必要になります。市の運営事業者の選定をもって補助金交付が決定されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 補助事業一覧

補助金名	補助方式	補助予定額 ※
① 地域密着型サービス等整備推進事業補助金	間接補助 (都→市→運営事業者等)	33,600 千円/1 施設
② 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	間接補助 (都→市→運営事業者)	839 千円/宿泊定員数

※補助予定額は、現時点のものであり、変更となる場合があります。

(3) その他

- ア 資金計画等を作成する際に、補助予定額を見込んでください。
- イ 工事に着手した年度内に工事が竣工しない場合は、年度ごとの出来高に応じて補助金を交付します。
- ウ 補助金交付に当たっては、東京都及び市の補助要領等に基づく補助条件を遵守していただく必要があります。

6 貸付予定地(市有地)

(1) 所在地等

ア 所在地 あきる野市小中野字子生前 2 1 9 番 1

イ 最寄駅

電車：JR 五日市線「武蔵五日市駅」から西方約 2,000 m、
徒歩 25 分

バス：西東京バス「西小中野」バス停から西約 300 m、徒歩 4 分

ウ 地目 宅地

(2) 敷地面積

公簿面積 818.65 m²

実測面積 818.65 m²

※ 現地案内図(14 ページ)／明細図(15 ページ)を参照

(3) 建築上の法規制等

ア 当該地域地区等(主な用途地域等)

都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
防火地域・準防	指定なし
建ぺい率	40%
容積率	80%
日影規制	敷地境界線からの水平距離 5mを超え10m以内範囲 3時間以上 10mを超える範囲 2時間以上 測定水平面(平均地盤面からの高さ) 1.5m
高度地区	第一種高度地区

イ 計画道路

計画道路はありません。

ウ 地区計画

地区計画はありません。

エ 都市計画公園

都市計画公園の予定地ではありません。

オ 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地ではありません。

また、行政指導の対象にも含まれておりません。ただし、工事中などに遺構・遺物が発見された場合には、文化財保護法第96条第1項により届出が義務付けられていますので、直ちに市へ連絡してください。

カ その他関係法令

建築基準法・消防法その他関係法令等を十分確認し、担当部署と協議してください。

(4) 接道状況等

ア 敷地北側 舗装市道(幅員4.5m)に3m低く接道している。

イ 敷地東側 舗装指導(幅員4.0m)に等高で接している。

ウ 敷地東側の市道については、都道(檜原街道)からの車両出入りを可能とするための拡幅の計画があります。

(5) その他

現地は、敷地外から自由に見学していただくことができます。ただし、近隣住民に迷惑とならないように配慮し、路上駐車や多人数での見学は御遠慮ください。

7 貸付条件等

運営事業者は、以下の条件により市と借地借家法第23条第1項の規定による事業用定期借地権を設定する契約を締結するものとします。なお、公正証書の作成費用、登記の費用等は、事業者の負担になります。

(1) 貸付期間

30年（建設工事期間を含みます。）

(2) 貸付開始時期

運営事業者の決定後、定期借地権設定契約を締結し、貸付を開始します。ただし、当該施設の建設に当たって施設整備費の補助を受ける場合には、契約締結の前に補助決定の内示を得ていることが必要になります。

(3) 貸付料

57,200円（月額）

なお、建設工事期間（施設竣工まで）の貸付料は全額免除します。ただし、市がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、2ページの「4施設整備に関する基本的事項」に定める令和6年12月までに竣工する必要があります。

(4) 保証金

貸付料の12か月分（利息を付さないものとします）。

なお、7ページの「7(9)貸付料の見直し」により、貸付料が増額改定された場合には、改定後の貸付料を基に新たな保証金を算出し、既納の保証金との差額を追加で納付していただきます。また、貸付料が減額改定された場合には、運営事業者の請求により、差額を返還します。

(5) 用途の指定

運営事業者は、当該市有地を1ページの「2募集内容」に定める小規模多機能型居宅介護事業所の用地として使用しなければなりません。

なお、市の承諾なく目的外に利用した場合、第三者に転貸した場合は、借受地を原状回復のうえ、返還していただきます。

(6) 施設整備

当該市有地で事業を行うために必要な施設、設備等は、運営事業者の負担で設置してください。

施設整備費の補助を利用する場合には、別途補助協議が必要になります。法令、補助要領等をよく読み、整備基準に適合した設計を行ってください。

なお、運営事業者としての選定は補助内示を保証するものではありませんので御注意ください。

(7) 維持管理

施設、設備等の維持管理に係る費用は、運営事業者が負担することになります。

なお、造成、施設の整備及び土地の維持管理に伴い第三者に与えた損害については、運営事業者が一切の責を負い、迅速かつ誠実に対応するとともに、

係る費用を全額自己負担していただきます。

(8) 土地の返還

貸付期間満了のとき又は市により土地賃貸借契約が解除されたときは、運営事業者の負担により借受地に存する施設、設備等の撤去等を直ちに行い、借受地を原状に回復させ、返還することになります。

(9) 貸付料の見直し

市は、貸付料について、契約期間の初日からその満了日までの期間につき、3年ごとに改定できるものとします。

なお、改定賃料は、賃料改定年の土地評価証明書による評価額と従前の賃料決定時の土地評価証明書による評価額により算出した額を基に、協議により決定するものとします。

また、上記にかかわらず、賃料が土地価格の変動等により近隣の土地の貸付料と比較して著しく不相応となった場合又は貸付対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、市は貸付料を改定することがあります。

(10) その他

ア 契約の解除その他の事項については、市が定める契約書によります。

イ 運営事業者として決定し、定期借地権設定契約を締結した後は、運営事業者の負担で、敷地内の草刈等を適宜行い、近隣住民に十分配慮した維持管理を行っていただきます。

8 募集に係るスケジュール

令和5年	6月15日(木)	募集要領等公開 質問書受付開始
	7月14日(金)	質問書提出期限
	7月21日(金)	質問書に対する最終回答
	8月31日(木)	応募書類提出期限
	9月8日(金)	第1次審査(書類審査)
	9月中旬	第2次審査(プレゼンテーション) ※日程は個別に連絡します
	9月下旬	選定結果通知・選定結果公表
	10月中旬(予定)	市補助金交付に係る協議提出
	12月中旬	補助金内示(東京都及び市)
	補助金内示後	土地賃貸借契約の締結 施設整備の実施(入札・契約・着工)

9 質問の受付及び回答

(1) 質問書受付期間

令和5年6月15日（木）から令和5年7月14日（金）まで

(2) 提出方法

質問書（任意様式）を作成し、直接持参していただくか、電子メールで提出してください。なお、簡易と思われる質問については、別途ご相談ください。

(3) 回答の公表

受付けた質問の回答については、公平を期すため、市ホームページで公表します。ただし、ノウハウに係る項目等、公表に適さない事項については、質問のあった運営事業者にのみ回答します。

10 応募申込書類の提出

(1) 応募期間

令和5年7月24日（月）から令和5年8月31日（木）まで

(2) 提出書類

別添「提出書類一覧」に記載している書類を提出してください。応募書類の様式については、高齢者支援課介護保険係の窓口で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(3) 提出方法

別紙「ファイル作成要領」のとおり提出書類一式をまとめ、正本1部、副本7部を、直接持参してください。

11 応募に際しての留意事項

(1) 応募書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。

(2) 応募者は、応募書類の提出をもって応募条件等の募集内容を承諾したものとみなします。

(3) 応募書類の提出以降、応募者の都合による応募書類の変更、追加等は認められません。市が必要と判断した場合は、応募書類に関する説明や、書類の修正・追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 審査の公正・公平性を担保するため、応募書類の裏付けや疑問点について、関係機関等に照会するなどの調査を行うことがあります。

(5) 提出された書類は、選定を行う際に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

(6) 提出された情報については、他の目的に使用しませんが、個人情報を除く協議書等については、法令又は条例に基づき公開する場合があります。

(7) 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は運営事業者の公表等に必要の場合は、応募書類の内容を応募者の承諾を得ずに無償で使用できるものとします。

- (8) 応募に当たって必要な経費は、全て応募者の負担になります。
- (9) 応募が1者のみであっても、審査の結果、適正な事業運営が見込まれない場合には、選定しません。
- (10) 応募により運営事業者を選定されても、地域密着型サービス事業所の指定を確約するものではありません。また、関係法令に係る許認可等を保証するものではありません。
- (11) 審査の過程については、公表しません。
- (12) 本募集要領に定めるほか、必要な事項について別途指示する場合があります。
- (13) 関係法令の改正等や市との調整によって、事業計画の変更を求めることがあります。
- (14) 運営事業者として選定された法人がその地位を譲渡し、又は他人に利用させることは、その理由のいかんを問わず一切認めません。
- (15) 応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（別紙）を提出してください。なお、運営事業者として選定された後に辞退した場合は、その旨をホームページに掲載することになりますので、確実に事業を実施できる見込みをもって応募してください。

1 2 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- (1) 応募資格がない場合
- (2) 応募書類に不備や虚偽の記載がある場合
- (3) 不正な行為があった場合
- (4) 上記のほか、市長が不適當を認めた場合

1 3 選定方法

(1) 審査の手順

ア 第1次審査

応募書類等の提出された書類により、第1次審査を行います。

イ 第2次審査

第1次審査で基準を満たした応募者について、第2次審査を実施します。第2次審査では、プレゼンテーション審査を実施し、あきる野市地域密着型サービス指定候補事業者選定委員会により、総合的な評価による選定を行います。

プレゼンテーション審査の詳細については、対象となる応募者に別途通知します。

ウ 選定した運営事業者について、あきる野市地域包括支援センター運営協議会の意見を聴取し、市長が決定します。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に文書で通知します。また、選定された運営事業者はホームページに公表します。

(3) その他

ア 審査の結果によっては、「指定候補事業者なし」とする場合があります。

イ 第三者評価等で公表されている事項を審査に利用することがあります。

1.4 選定の基準

(1) 第1次審査

第1次審査では、応募資格の適否、提出書類の不足、記載内容の不備等の形式的な審査を行います。

(2) 第2次審査

第2次審査では、次の各項目に基づいて審査を行います。

(法人の理念・姿勢)

番号	項目	評価の主な視点
(1)	法人の基本理念・経営方針	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業を運営するに当たり、どのような基本理念や経営方針を持っているか。 地域密着型サービスを運営する事業者として、第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をよく理解し、法人の基本理念、経営方針がふさわしいものとなっているか。
(2)	応募した理由	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービスの目的を理解した内容となっているか。 整備圏域の特色や課題の把握ができているか。 また、課題解決の意欲があるか。
(3)	サービスの質を向上させるための目標・方策	<ul style="list-style-type: none"> 質の高いサービスを提供するための目標や方策に実現性、継続性があるか。
(4)	個人情報保護に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理など個人情報保護に万全な取組があるか。 従業員の守秘義務は徹底されているか。
(5)	自己評価や外部評価を受けることに対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価を実施することや外部評価を受けることに対する考え方はどのようなものか。 評価の意義を理解し、具体的な活用方法があるか。

(利用者への対応について)

番号	項目	評価の主な視点
(6)	利用者の状態や意向を配慮したサービス計画作成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> サービス計画の作成に、利用者の状態や意向等が配慮されているか。 利用者の状態や意向を的確につかむ体制があるか。
(7)	自立支援の考え方	<ul style="list-style-type: none"> できる限り自立した生活を営むための具体的な支援の考え方や方策はどのようなものか。

(8)	利用者の人権や尊厳に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権擁護、プライバシーの保護、尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組はどのようなものがあるか。 ・身体的拘束への配慮がされているか。 ・虐待の防止に係る措置（令和6年4月1日より義務化）について、どのように対応を進めていくのか。
(9)	認知症ケアに対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組はどのようなものがあるか。 ・認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置（令和6年4月1日より義務化）について、どのように対応を進めていくのか。

（地域との連携について）

番号	項目	評価の主な視点
(10)	開設・運営に当たっての地域住民への理解を得るための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備・開設に当たり、地域住民に対する丁寧な説明に努め、十分に理解を得る見込みがある（スケジュールとなっている）。 ・運営に当たり、地域住民の理解と協力の下に、地域との連携の重要性を配慮した方策となっているか。
(11)	運営推進会議に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議に地域の意見を取り入れるための具体的な方策があるか。
(12)	地域に開かれた施設としての方策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と地域が交流できる体制、取組があるか。 ・ボランティアの受入れ体制があるか。
(13)	市との密接な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する事業に協力するなど、市との密接な連携についての考え方はどのようなものか。
(14)	協力医療機関や居宅サービス事業所等との連携及び支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関の具体的な定めや連携及び支援の体制について、どのような計画があるか。 ・居宅サービス事業所等との密接な連携についてどのような考えを持っているか。

（経営の安定性について）

番号	項目	評価の主な視点
(15)	経営基盤の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤の安定性及び事業運営の継続性が確認できるか。 ・財務状況に問題はないか。
(16)	資金計画についての方策	<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画は堅実であるか。 ・資産と負債の状況に問題はないか。
(17)	介護保険サービスの実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの実績は十分か。
(18)	利用者確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者確保についての考え方はどのようなものか。また、具体的な方策があるか。 ・市民優先であることを理解しているか。

（運営管理について）

番号	項目	評価の主な視点
(19)	非常災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に際して必要な計画、訓練、関係機関との連携体制の整備など、どのような取組があるか。 ・災害時の地域との密接な連携体制の確保をどのように考えているか。 ・業務継続計画の策定等（令和6年4月1日より義務化）について、どのように対応を進めていくのか。

(20)	感染症予防・衛生管理の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の具体的な方策があるか。 ・感染症の予防及びまん延防止のための措置（令和6年4月1日より義務化）について、どのように対応を進めていくのか。
(21)	苦情処理のための体制	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情や意見、要望に対応する体制が整備されているか。
(22)	緊急時や事故発生時の対応、事故防止や安全対策の方策	<ul style="list-style-type: none"> ・病状の急変等の緊急時や事故発生時の対応について、どのような体制整備や方策があるか。 ・誤嚥や転倒など、日常的な事故防止に対する方策はあるか。 ・点検体制の確立、設計上の配慮や設備等の工夫など、安全対策の方策はあるか。

（職員の確保・定着・育成について）

番号	項目	評価の主な視点
(23)	職員の配置・人材確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の活用を含めた、従業員の募集に当たっての具体的かつ多様な方法があるか。 ・離職率が低くなるような取組があるか。 ・経験のある従業員などバランスのとれた職員配置や従業員に過度な負担をかけないような方策があるか。
(24)	職員の資質向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等、職員の資質向上のための取組がされているか。 ・キャリアアップにつながる人事システムや、充実した福利厚生等、働く意欲を高めるような職場の環境づくりに関する具体的な方策があるか。

（施設整備について）

番号	項目	評価の主な視点
(25)	開設する建物	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模や広さなど適切なものになっているか。また、生活の場としての居住空間や交流の場など、施設設計について、どのような特徴や考えを持っているか。
(26)	開設までのスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事や開設準備等の期間が十分確保されており、開設までのスケジュールは適切なものとなっているか。

（その他）

番号	項目	評価の主な視点
(27)	独自に行う取組やアピールしたい事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービスを運営するに当たり、独自に行う取組やアピールしたい事項は何かあるか。 ・独自に行う取組やアピールしたい事項は、実現可能であるか。また、効果的な内容となっているか。

1 5 選定後の手続

(1) 基本協定の締結

選定後、提案された事業を確実に実施していただくため、市と運営事業者の間で基本協定を締結します。

(2) 補助協議

運営事業者から市に対して、施設整備費の補助に係る補助協議書を提出していただきます。

(3) 事業所の指定の申請

事業所の開設に当たっては、地域密着型サービス事業所としての指定申請を行っていただきます。指定基準に満たない場合は指定することができず、開設の遅れにつながりますので、別途、市が指示する期日等に則り、手続きを行ってください。

1 6 その他

(1) 本募集要領に定めのない事項及び本募集要領に疑義が生じたときは、市が別途定めるものとします。

(2) 選定・指定後の整備・運営において、選定・指定された事業計画と異なる場合は、審査基準による評価に影響を及ぼしますので、原則、当該変更は認めません。場合により、選定・指定を取り消すこととなりますのでご注意ください。

1 7 提出及び連絡先

〒197-0814

東京都あきる野市二宮350番地（1階 9番窓口）

あきる野市健康福祉部高齢者支援課介護保険係

電 話 042-558-1969（直通）

F A X 042-558-1172

e-mail 050301@akiruno-info.tokyo.jp

受 付 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

※土日、祝日、年末年始を除く

18 案合図及び明細図

あきる野市小中野字子生前219番1



明 細 図

(単位：メートル)

